

平成22年第1回

奈良県後期高齢者医療

広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成22年2月16日

閉会 平成22年2月16日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

3番 吉井 猛 君
4番 庵前 政光 君
5番 稲田 欣彦 君
7番 小走 善秀 君
8番 宇山 修 君
9番 中川 義弘 君
10番 鍵田 光男 君
11番 南 佳策 君
12番 森下 豊 君
13番 吉野 晴夫 君
14番 東川 裕 君
15番 梅田 善久 君
17番 島田 悠紀夫 君
18番 上田 直朗 君
19番 今中 富夫 君
20番 辻村 源四郎 君

欠席議員（1名）

6番 高橋 重明 君

欠 員（1名）

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上田 清 君
副広域連合長	吉田 誠克 君
副広域連合長	福西 力 君
副広域連合長	竹内 輝明 君
代表監査委員	岡田 紀郎 君
会計管理者	金居 秀知 君
事務局長	山崎 平次 君
事務局次長	奥田 善之 君
総務課長	藤本 精秀 君
事業課長	山岡 通浩 君

7. 職務のため出席した者

書 記	生川 亜希子
事務局職員	寺田 真理子
速 記	松尾 浩亮

議長（山本 清君） 平成22年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会といたします。

なお、本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可しておりますので、ご了承おきをお願い申し上げます。

次に、監査委員より出納検査及び定期監査の結果報告書の提出がありました。皆さんのお席に配付しておりますところでございますので、ご清覧おきをお願い申し上げます。

広域連合長より招集のあいさつがございますのでよろしくようお願い申し上げます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の平成22年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公務ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の新制度への移行に向けて、厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議が開催をされております。第1回、第2回の会議においては新制度の運営主体や市町村国保の広域化等といった総括的な議論がなされ、また、先日2月9日に開催された第3回の会議においては制度の基本的枠組み及び運営主体のあり方について議論がなされたと聞いております。今後さらに各論の具体的な議論が行われ、夏には中間的取りまとめが、年末には最終取りまとめがなされる予定でございます。

当広域連合といたしまして、今後とも国の動向に注視し、必要に応じて国に積極的に意見を発信してまいりながら適切な対応をしていくとともに、現行制度の各種業務を的確に行い、高齢者の方が安心して医療を受けられるように取り組んでまいる所存でございます。

今定例会におきましては、常勤の副広域連合長の選任同意をはじめ、保険料率の改定関係議案や平成22年度の奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の当初予算など9議案を提案させていただいております。保険料率に関しましては、本年度は平成20年4月の制度開始以来、初めての改定期に当たっております。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案等につきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、定例会の開会に当たりまして、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（山本 清君） これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元にご配付を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1、議席の指定を議題といたします。

さきの広域連合議会議員の選挙に当選されまして、新たに議員になられました小走善秀君の議席の指定を行います。会議規則第4条第1項の規定により、私より指名をいたします。

小走善秀君の議席を7番と指定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、18番、上田直朗君、19番、今中富夫君、以上の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日2月16日の1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山本 清君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定をさせていただきます。

日程第4、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給料等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認について、ご説明を申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律が改正され、12月に特別職の国家公務員に対し支給する期末手当の支給月数が1.75月から1.65月に引き下げられたことに伴い、当広域連合の常勤の副広域連合長に支給する期末手当についても同様に引き下げるものでございます。

なお、期末手当の支給基準日である12月1日の前日までに施行する必要があることから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、平成21年11月30日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山本 清君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本 清君) これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本 清君) これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山本 清君) ご異議なしと認めます。

よって、承第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 同第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

提案をしております同第1号は、このたび竹内副広域連合長より平成22年3月31日付をもっての退職の申し出があったことに伴いまして、平成22年4月より選任いたしたい副広域連合長について議会のご同意を求めるものでございます。

提案をしております西谷義則氏は、これまで奈良県総務部地方課、人事課、知事公室秘書課長、風致保全課長、防災統括室長等の要職を歴任し、市町村財政に関する業務に携わるなど幅広い行政運営等に関し豊富な経験を有し、広域連合の運営に関し識見を有する方と認められますので、本広域連合の副広域連合長として適任者であると存じます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長(山本 清君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本 清君) これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本 清君) これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山本 清君) ご異議なしと認めます。

よって、同第1号は原案に同意することに決定いたしました。

ただいまの選任に同意をいたしました副広域連合長からごあいさつを受けることにいたします。

新副広域連合長の入場及び発言をよろしくお願い申し上げます。

(新副広域連合長 西谷義則君 入場)

新副広域連合長(西谷義則君) ただいま副広域連合長に選任同意をいただきました西谷義則でございます。皆様方には今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

(新副広域連合長 西谷義則君 退場)

議長（山本 清君） 続きまして、日程第6、議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給料等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 議第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

特別職の職員の給与に関する法律が改正され、平成22年度より特別職の国家公務員に対し支給する6月期の期末手当の支給月数が1.6月から1.45月に引き下げられたことに伴い、当広域連合の常勤の副広域連合長に支給する期末手当についても同様に引き下げるものでございます。

また、先ほどご同意を賜りました副広域連合長を新たに選任することに伴い、常勤の副広域連合長に支給する給料月額を平成22年4月より当分の間56万4,400円とするものでございます。

なお、この給料月額については、候補者が現在奈良県の一般職の職員であることから、奈良県職員として受ける給与額と同等の額となるよう算定をしております。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本 清君） ご異議なしと認めます。

よって、議第1号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

続きまして、日程第7、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程になりました議第2号及び議第3号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議第2号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は次期財政運営期間である平成22年度及び平成23年度の保険料率を定め、また、平成22年度以降の保険料の軽減措置について、国の方針に基づき、平成21年度と同様に引き続き措置することを定めるものでございます。

まず、平成22年度、23年度における保険料率につきましては、被保険者均等割額4万800円、所得割率100分の7.7と定めております。ただし、施行前3年間の1人当たりの老人医療費実績が県全体平均額に対し20%以上低く乖離をしている山添村、曾爾村、下北山村、上北山村につきましては、政令で定める基準に従い、保険料率を低く設定しております。

なお、保険料率の算定につきましては、平成20年度、21年度の剰余金及び県に設置されている財政安定化基金の保険料増加抑制のための活用、県及び市町村からの保険料抑制補助金を収入に見込んだ上で算定をした保険料率としております。

次に、平成22年度以降の軽減措置でございますが、これまでの軽減措置を継続することとし、政令で定める軽減基準に加えて、平成22年度以降当分の間、所得の少ない被保険者につきましては被保険者均等割額の7割軽減対象者について8.5割軽減に、さらに、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で他に所得がない場合は9割軽減いたします。

また、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者につきましては、算定した所得割額の5割を軽減いたします。

また、被扶養者であった被保険者につきましては、被保険者均等割額を9割軽減いたします。

なお、この措置は後期高齢者医療制度加入後2年に限った措置でありましたが、所得割額を賦課しないこととあわせて、今回の改正により2年の限定を外し、当分の間この措置を行うこととしております。

なお、政令で定める軽減基準に加えたこれらの保険料軽減対策に係る財源につきましては、国から全額補助されることとなっております。

次に、議第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正についてでございますが、平成22年度以降の政令で定める保険料の軽減基準を超える追加の軽減措置に係る経費について、国が国庫を財源とし高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として交付されることに伴い、この交付金を適正管理するため本基金に積み立てた後、その積み立てた基金を取り崩し、保険料軽減措置の財源に充てるための改正でございます。

以上、一括上程をいただきました案件につきまして、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論は一括して行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって討論を終わります。
これより採決を行います。採決は一括して行います。
本案をいずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本 清君） ご異議なしと認めます。

よって、議第2号及び第3号は、いずれも原案どおり可決をすることに決定いたしました。

続きまして、日程第8、議第4号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について及び議第5号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程をいただきました議第4号及び議第5号の2案件について一括してご説明を申し上げます。

まず、議第4号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

これは歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億8,340万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億3,494万6,000円とするものでございます。

主な内容についてご説明をいたします。

議案書の13ページから14ページをご覧ください。

第1款、分担金及び負担金につきましては、レセプトパンチ等委託料や広域連合派遣職員給与等負担金などが当初見込みより減少したため、構成市町村負担金8,000万円を減額するものでございます。

次に、第2款、国庫支出金、第2目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、平成21年度保険料軽減分の認証増分及び平成22年度保険料軽減分として8億1,946万円を受け入れるもので、これに基金の運用利子分を含めた額を歳出において基金に積み立てていたしております。

次に、第5款、繰入金、第1目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、平成21年度保険料軽減分の国庫認証増分と平成21年度広報及びきめ細やかな相談体制の整備分の合計額3,887万円を増額するものでございます。

次に、第6款、繰越金につきましては、歳入の一般財源として前年度繰越金500万円

を予算計上するものでございます。

次に、議第5号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書の22ページから28ページをご覧ください。

これは歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,471万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,266億9,752万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、保険料均等割額軽減分について国庫の認証増に伴い、保険料等負担金を2,139万8,000円減額し、特別高額医療費共同事業交付金が1,163万9,000円の増額、経費の縮減に伴い、一般会計からの繰入金を2,795万2,000円減額するものでございます。また、繰越金につきましては、歳入の一般財源として前年度繰越金2,300万円を予算計上するものでございます。

歳出につきましては、総務費において、一般会計で先ほど説明いたしました構成市町村負担金に係る経費の減額並びに広報及びきめ細やかな相談体制の整備経費分の市町村交付金の増額等でございます。

なお、新保険料に関する広報のリーフレットを被保険者全員に印刷、配送するための経費として1,516万6,000円増額補正をしております。

以上、一括上程いただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論は一括して行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって討論を終わります。
これより採決を行います。採決は一括して行います。
本案をいずれも原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本 清君） ご異議なしと認めます。

よって、議第4号及び議第5号は、いずれも原案のとおり可決をすることに決定いたしました。

続きまして、日程第9、議第6号、平成22年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について及び議第7号、平成22年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 本日ここに平成22年度の一般会計予算案及び後期高齢者医療特別会計予算案を提案し審議をお願いするに当たり、その概要を申し上げ、議員並びに県民の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度が平成20年4月1日に施行されて以来、はや1年11カ月が経過をしようとしております。平成21年8月30日の衆議院議員選挙後に誕生した現政権においては、後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険を守るとされております。そして、厚生労働大臣の主宰により、高齢者の代表、関係団体の代表、学識経験者からなる高齢者医療制度改革会議が設立され、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討が行われているところでございます。

後期高齢者医療制度においては2年ごとに保険料を見直すことになっているため、先ほどの議案におきまして平成22年度と平成23年度の2年間の新たな保険料率を決定させていただいたところでございます。そのため、平成22年度におきましては、制度廃止の検討が行われている中ではございますが、新たに定められた保険料率や保険給付費等に基づき、現制度を安定的運営していくことが重要であると考えているところでございます。

また、被保険者の方々が健康に暮らすとともに、必要な医療を安心して受けられるようにするため、県、市町村などと密接に連携をし、保健事業の充実等を図っていくこととされているところでございます。

以上の方針に基づき編成いたしました広域連合の予算案は、一般会計におきまして15億8,000万円とし、後期高齢者医療特別会計におきましては1,284億2,890万円を計上し、これらを合計いたしました奈良県後期高齢者医療広域連合全体の財政規模は1,300億890万円となった次第でございます。

それでは、議第6号、平成22年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、その内容をご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億8,000万円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は1,000万円でございます。

30ページの第1表をご覧ください。

初めに、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

第1款、分担金及び負担金は、構成市町村の負担金7億4,054万3,000円で、規約に基づく負担割合でご負担をいただくものでございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金及び第3款、県支出金、県負担金は、保険料不均一賦課負担金で、それぞれ421万8,000円でございます。

第4款、財産収入は、後期高齢者医療制度臨時特例基金利子が80万円、第5款、繰入金金は、同基金の繰入金8億2,992万5,000円でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明をいたします。

31ページをご覧ください。

第1款、議会費は、議会の開催経費等164万円でございます。

第2款、総務費は、派遣職員に係る人件費や事務所賃借料及び広域連合の運営に係る経費等1億995万3,000円でございます。

第3款、民生費は、後期高齢者医療特別会計への繰入金14億6,739万円でございます。

次に、議第7号、平成22年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書の49ページをご覧ください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,284億2,890万円でございます。

次に、第2条の一時借入金の最高額は100億円でございます。

まず、歳入の主な事項についてご説明をいたします。

50ページをご覧ください。

第1款、市町村支出金は219億324万1,000円で、保険料や療養給付費負担金及び保険料軽減に係る保険基盤安定負担金でございます。

第2款、国庫支出金は392億4,077万5,000円で、療養給付費負担金や広域連合間の財政力の不均衡等を調整する調整交付金及び健康診査補助金等でございます。

第3款、県支出金は102億2,772万3,000円で、療養給付費負担金及び健康診査補助金等でございます。

第4款、支払基金交付金は543億9,384万4,000円で、保険給付費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金は3,002万6,000円で、400万円を超えるレセプトのうち200万円を超える部分について交付されるものでございます。

第8款、繰入金は21億6,139万円で、保険料不均一賦課や後期高齢者医療制度臨時特例基金分及び事務費に係る一般会計からの繰入金のほか、後期高齢者医療給付費等準備基金からの繰入金でございます。

第9款、繰越金は4億6,010万円で、前年度繰越金でございます。

第10款、諸収入は1,110万5,000円で、交通事故等で加害者から医療費を収納する第三者納付金等でございます。

続きまして、歳出の主な事項についてご説明を申し上げます。

51ページをご覧ください。

第1款、総務費は5億5,104万5,000円で、国保連合会に対するレセプト管理等の委託料や電算システムの運用経費及び派遣職員に係る負担金等でございます。なお、広報をさらに充実するために被保険者全員に送る制度周知リーフレット等印刷配送等業務委託料3,100万円を予算計上しております。

第2款、保険給付費は1,269億42万8,000円で、医療機関等や被保険者に支払う療養給付費や高額療養費、葬祭費等及び審査支払手数料でございます。

第3款、財政安定化基金拠出金は1億1,500万円で、予定保険料収納額の不足や見込み以上の保険給付費の増加等に備え、県に設置されている財政安定化基金へ拠出するもの

でございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金は3,012万6,000円で、歳入で説明をいたしました共同事業に対する拠出金でございます。

第5款、保健事業費は4億2,401万2,000円で、被保険者に対する健診事業の委託料等でございます。なお、健診受診率向上対策として、被保険者全員に受診券、質問票等を郵送することにし、健診項目の中にクレアチニンを追加することにしております。

第6款、医療費適正化事業費は8,155万3,000円で、レセプト点検及び医療費通知作成委託料等でございます。

第7款、基金積立金は2億7,773万8,000円で、後期高齢者医療給費等準備基金への積立金でございます。

以上、一括上程をいただきました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。採決は一括して行います。

本案はいずれも原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本 清君） ご異議なしと認めます。

よって、議第6号及び議第7号は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提出をされました案件は、すべて議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。

理事者におかれましては、今後、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力をされるよう期待するものでございます。

閉会に当たりまして、広域連合長よりごあいさつがございました。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決並びにご同意を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

今後も国の動向を十分に把握し、円滑な制度運営に向けて、県や各市町村との連携を密にとりながら業務に精励をしてまいり所存でございます。

議員の皆様方におかれましても今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（山本 清君） これをもちまして、平成22年第1回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会の閉会といたします。

長らくご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

山 本 清

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

上 田 直 朗

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

今 中 富 夫